

公的年金等に係る税制について

1 現行の仕組み

- 拠出段階……社会保険料控除により課税対象から除外
- 給付段階……老齢年金は課税対象となっているが、公的年金等控除や老年者控除の適用により、実際に課税対象となっているのはわずか

- ☞ 資料 1(P3) 公的年金等に係る課税の仕組み
- ☞ 資料 2(P4) 公的年金等控除

<参考> 運用段階……公的年金は課税されないが、企業年金等の積立金に対しては、税率 1.173 % の特別法人税が課される。(平成 16 年度までは課税は凍結中)

- このような仕組みとなっていることにより、公的年金収入に拠っている 65 歳以上の年金生活者の課税最低限は、現役世代の給与所得者の場合より高い水準となっている

- ☞ 資料 3(P6) 年金受給者世帯と給与所得者世帯との所得税の課税最低限の状況

<参考> モデル年金額(年額) 夫分 203.5 万円、妻分 79.7 万円
年金受給世帯の所得税の課税最低限 65 歳以上(70 歳以上の妻有) 299.8 万円
65 歳未満(単身) 112.5 万円

2 「年金改革の骨格に関する方向性と論点」での整理

- 世代間の公平や高齢世代内の公平の視点に立って公的年金に対する課税(公的年金等控除)を見直すべきではないかという意見が多い。
- 年金課税を見直した場合には、現在の年金受給者も対象として年金水準を調整するのと同様の効果が結果として生ずる。この場合、高額年金受給者や他の所得を有する者にとって、より大きな効果が生じ得る。
- また、これにより得られる財源を、世代間扶養を基本として運営されている年金制度の趣旨にかんがみ、年金制度に還元することが考えられる。

3 議論のポイント

①社会保障に係る負担が現役世代に集中していることをどう考えるか

○年金の保険料は老齢等に伴う所得喪失に備えるという性格上、医療や介護と異なり現役世代のみが負担することとなるが、今後保険料を引き上げて行かなければならない中で、ライフサイクルを通じ、特定の時期に過重な負担とならないよう、負担の平準化を図る必要があるのではないか。

○年金課税を見直し、負担能力を有する高齢者に負担を求めていくことは、このような観点に沿ったものと考えられるのではないか。

○この場合、課税による税収を年金の財源に充当するという考え方があるが、どう考えるか。負担能力のある高齢者に税負担を求め、それを年金財源に充当することで、ライフサイクルを通じた負担の平準化という観点に沿ったものと考えられるのではないか。

☞ 資料 4(P7) ライフサイクルにおける給付と負担

☞ 資料 5(P9) 米国における公的年金課税と税収の年金財政への移管

②高齢世代内における公平をどう考えるか

○高所得である高齢者に対して年金の給付を制限すべきとの考え方があるが、課税との関係をどう考えるか。

○年金課税の見直しにあたっては、低所得の高齢者に対する配慮が必要ではないか。

☞ 資料 6(P10) 高齢者の所得・資産の分布

③遺族年金などについてどう考えるか

○年金各法では、遺族年金等の年金給付には、年金給付として支給された金銭を賦課標準として公租公課を課することが禁じられている。

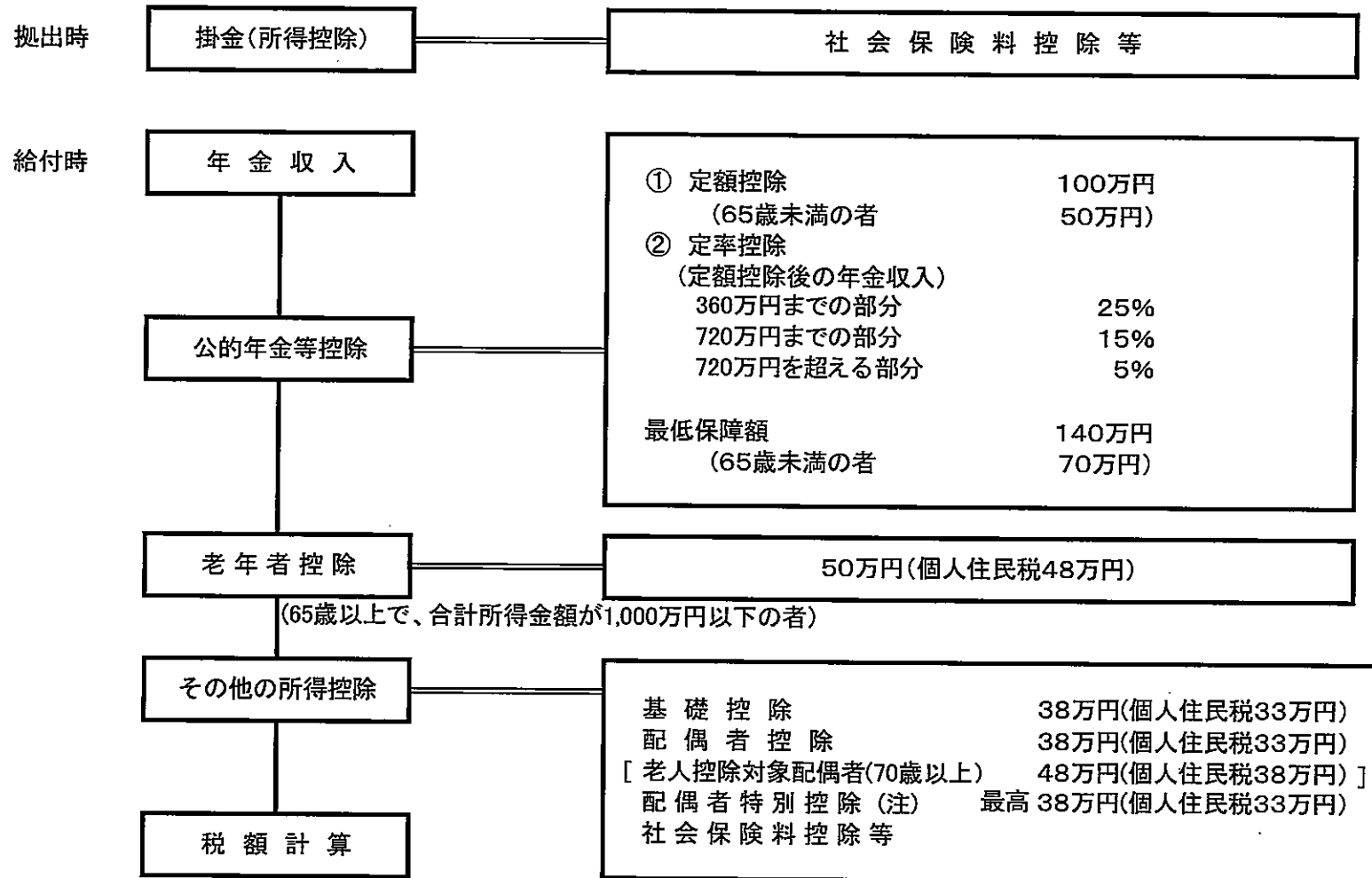
☞ 資料 7(P12) 厚生年金保険法、国民年金法の規定

<参考> 地方公共団体等より、介護保険料（65歳以上の者に対する保険料）の特別徴収の対象範囲の拡大についての要望がある。

④その他

○公的年金等控除の見直しにより、給付段階の課税が強化された場合には、運用段階の特別法人税の取扱いをどう考えるか。

公的年金等に係る課税の仕組み



(注) 配偶者特別控除(上乘せ部分)については、平成16年分の所得税及び平成17年度分の個人住民税から廃止される。

公的年金等控除

1. 制度の概要【昭和63年適用（昭和62年9月創設）】

納税者が、公的年金等の支払を受けた場合における雑所得の金額の計算は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除して行われる。

公的年金等に係る雑所得の金額＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額

2. 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）

| | |
|---------------|-------------|
| イ 国民年金 | チ 農業者年金基金 |
| ロ 国民年金基金 | リ 確定給付企業年金 |
| ハ 厚生年金 | ヌ 特定退職金共済制度 |
| ニ 厚生年金基金 | ル 中小企業退職金共済 |
| ホ 国家公務員共済組合 | ヲ 小規模企業共済制度 |
| ヘ 地方公務員等共済組合 | ワ 適格退職年金 |
| ト 私立学校教職員共済制度 | カ 確定拠出年金 |

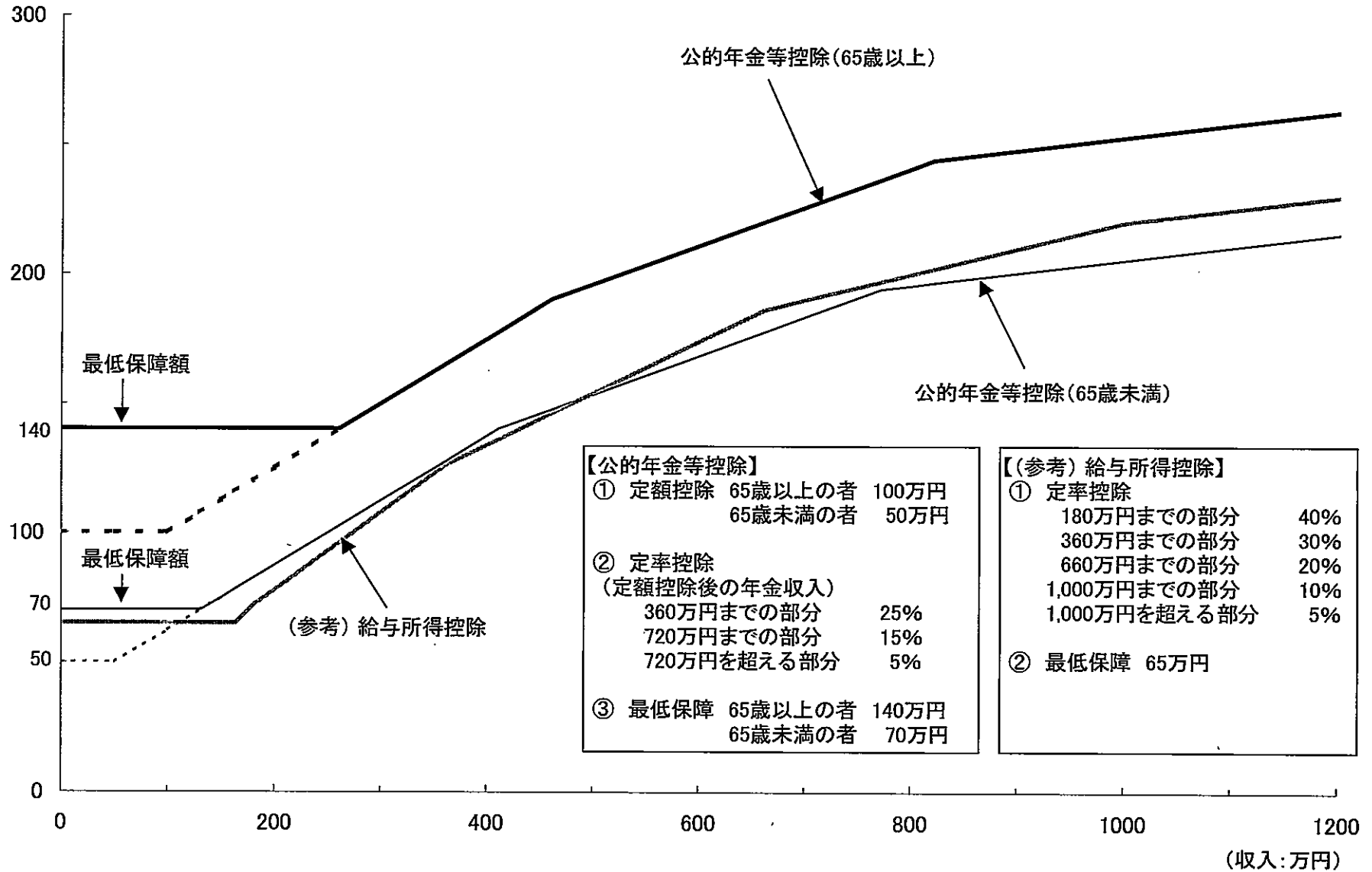
等

3. 公的年金等控除額

| | |
|--------------|-------|
| ① 定額控除 | 100万円 |
| （65歳未満の者 | 50万円） |
| ② 定率控除 | |
| 〔定額控除後の年金収入〕 | |
| 360万円までの部分 | 25% |
| 720万円までの部分 | 15% |
| 720万円を超える部分 | 5% |
| 最低保障額 | 140万円 |
| （65歳未満の者 | 70万円） |

公的年金等控除（現行制度）

(控除額:万円)



年金受給者世帯と給与所得者世帯との所得税の課税最低限の状況（平成16年以降）

○ 年金受給者世帯

- ・ 65歳以上の者で配偶者(所得金額38万円以下)が70歳以上の場合

| | | | | |
|--------------------|-----------------------|--------------|---------------|---------------|
| 公的年金等控除 149.9万円 | 社会保険料 控除 13.9万円 | 基礎控除 38万円 | 配偶者控除 48万円 | 老年者控除 50万円 |
|--------------------|-----------------------|--------------|---------------|---------------|

〈299.8万円〉

- ・ 65歳以上の者で単身の場合

| | | | |
|----------------------|----------------------|--------------|---------------|
| 公的年金等控除 140万円(注1) | 社会保険 料控除 8.3万円 | 基礎控除 38万円 | 老年者控除 50万円 |
|----------------------|----------------------|--------------|---------------|

〈236.3万円〉

- ・ 65歳未満の者で単身の場合

| | | |
|---------------------|----------------------|--------------|
| 公的年金等控除 70万円(注2) | 社会保険 料控除 4.5万円 | 基礎控除 38万円 |
|---------------------|----------------------|--------------|

〈112.5万円〉

○ 給与所得者層

- ・ 夫婦のみの給与所得者の場合

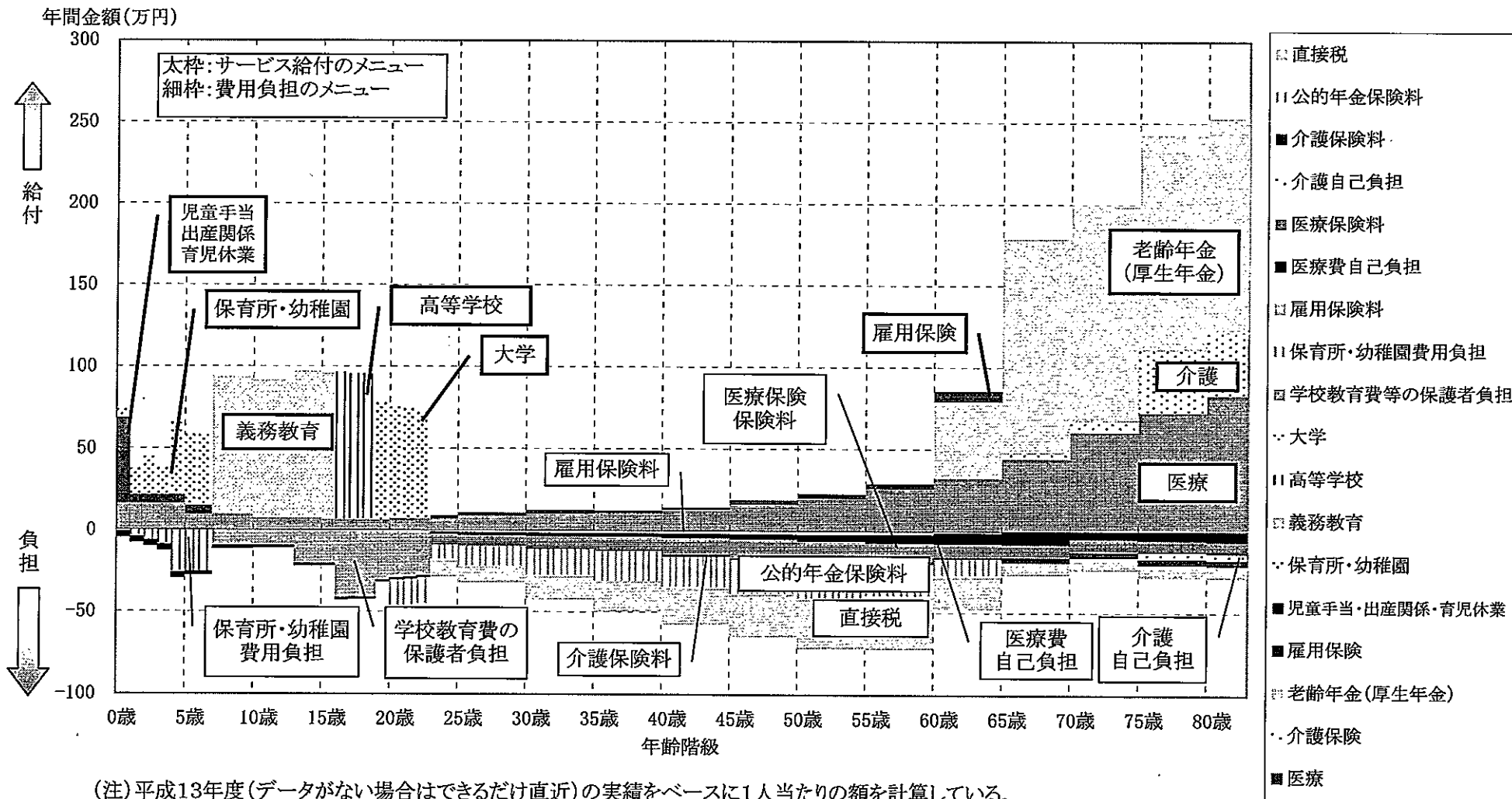
| | | | |
|--------------------|-----------------------|--------------|---------------|
| 給与所得控除 65万円(注3) | 社会保険 料控除 15.6万円 | 基礎控除 38万円 | 配偶者控除 38万円 |
|--------------------|-----------------------|--------------|---------------|

〈156.6万円〉

- (注1) 140万円は公的年金等控除(65歳以上の者)の最低保障額である。
 (注2) 70万円は公的年金等控除(65歳未満の者)の最低保障額である。
 (注3) 65万円は給与所得控除の最低保障額である。

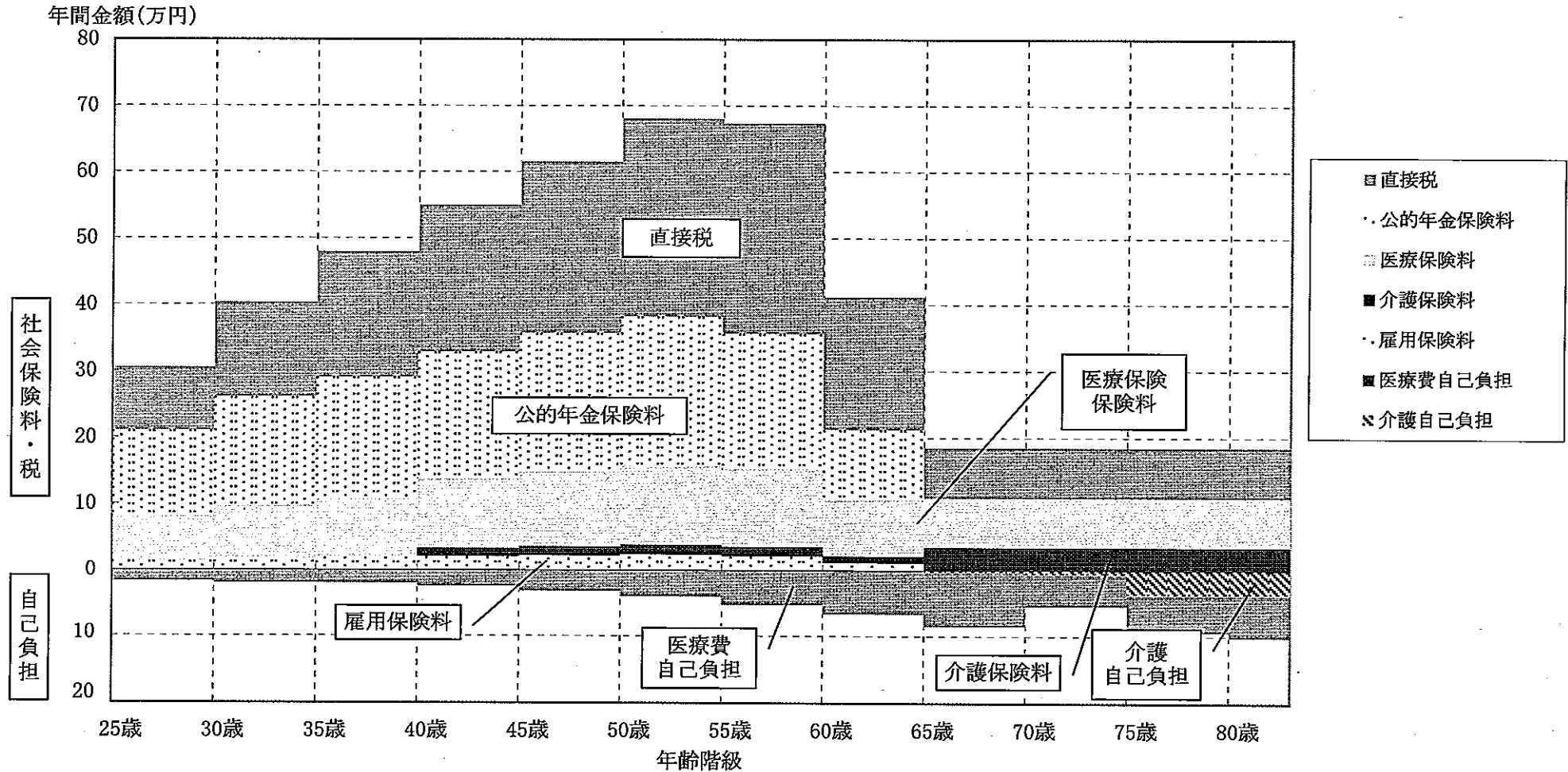
ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担

- 給付面では、ライフサイクルに応じて一定の給付があるが、特に高齢期に手厚い。
- 負担面では、就労期に所得の増大とともに、社会保険料・税(直接税)などの負担が増大。



ライフサイクルにおける負担

○ 社会保険料や税(直接税)の負担は、就労期に所得の増大とともに増大
 ライフサイクルを通じ、特定の時期に過重な負担とならないよう、負担の平準化を図る必要



◎ 税としては、上記の直接税の他、間接税の負担がある

(注) 第10回社会保障審議会提出資料(資料2 P2「ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担」)を基に、勤労者世帯(25~64歳)及び高齢夫婦世帯(65歳~)の平均的な1人当たりの負担額を算出。

米国における公的年金課税による税収の年金財政への移管

- 米国においては、年金以外の総所得と公的年金給付の半分に相当する額の合計額が一定額を超えた場合に、原則として、公的年金給付の半分を対象に課税される。

- 課税対象者の公的年金給付等から徴収された税収については、1983年社会保障改正法第121条の規定によって、国庫からそれぞれの信託基金（OASDIや鉄道退職給付）へ移管される。

- 1983年社会保障改正法第121条 -

(e) 信託基金への移管

(1) 総則

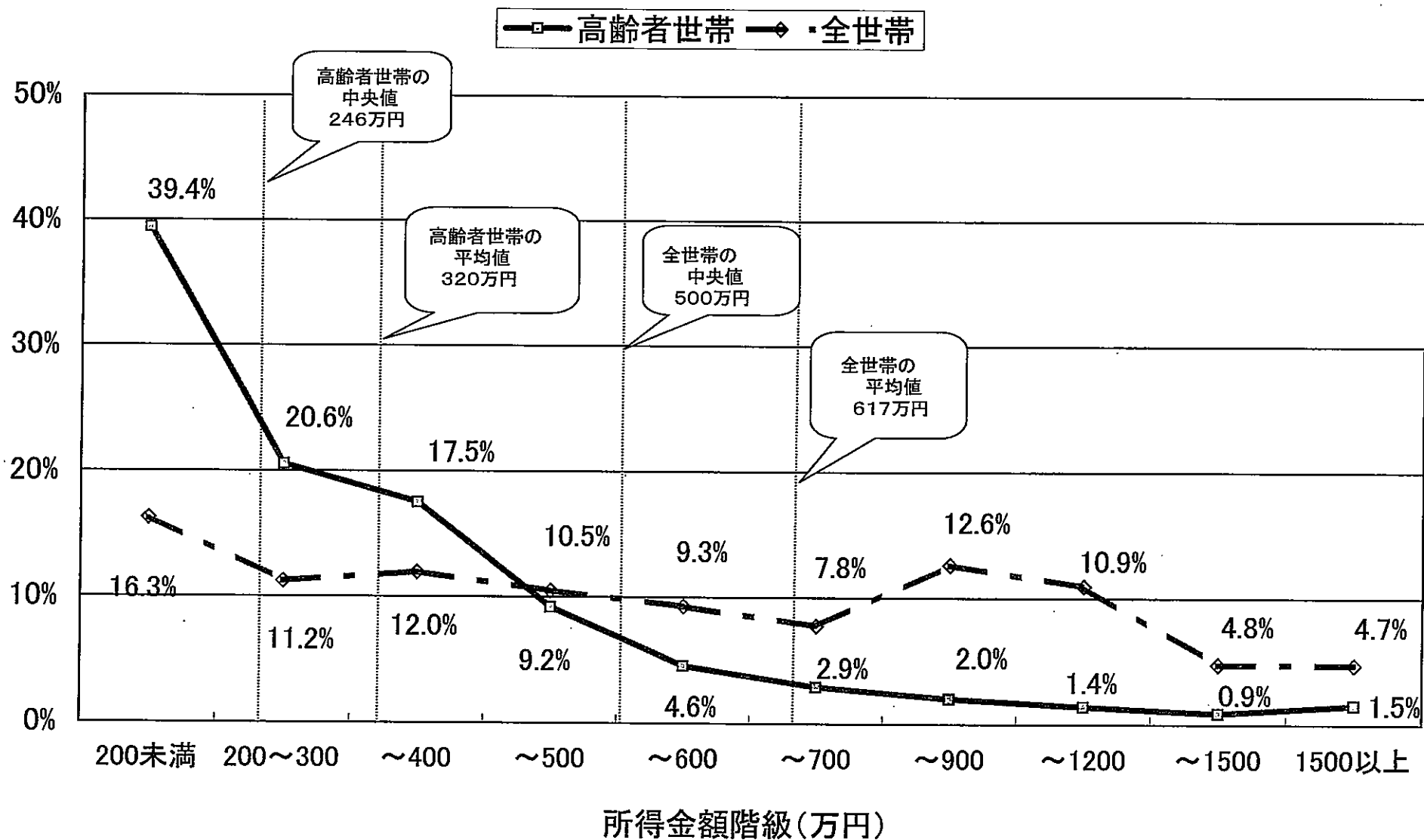
(A) (i) 当該支払基金からの給付に対して、1986年内国歳入法第86条及び第871条(a)(3)（この条によって追加されたもの）を適用することに起因する、1986年内国歳入法第1章による税額の増加の合計額に相当する額から、(ii) 1993年予算均衡法第13215条による1986年内国歳入法第86条の修正に起因する1986年内国歳入法第1章による税額の増加の合計額に相当する額を引いたものを、それぞれの支払基金に割り当てる。

(B) <略>

(2) 移管

(1) (A) によって支払基金に割り当てられた額は、時宜に応じて（ただし、四半期に1回以上）、財務長官によって推計された額を基礎として一般国庫から移管される。当該四半期ごとの支払いは四半期の最初の日に行われ、その四半期に受け取られる社会保障給付を考慮する。移管すべき額よりも多い額あるいは少ない額を移管した場合、次回以降の移管額を調整する。

所得金額階級で見た世帯の分布

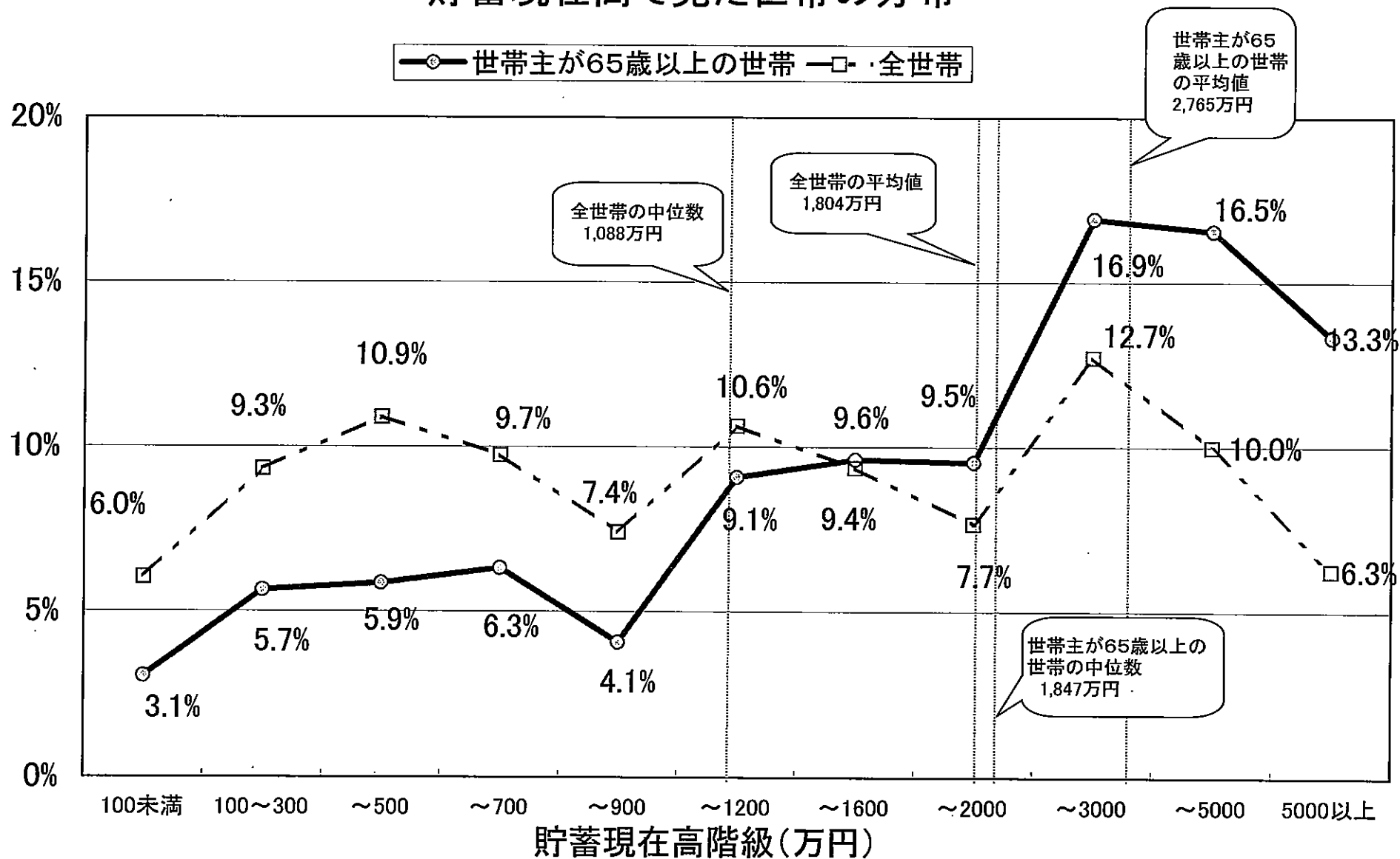


出典:平成13年 国民生活基礎調査

注:高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯である。

10

貯蓄現在高で見た世帯の分布



出典:平成12年 貯蓄動向調査報告

注:貯蓄動向調査の対象世帯は、世帯員が2人以上の世帯である。

公課の禁止に関する厚生年金保険法、国民年金法の規定

○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）

（受給権の保護及び公課の禁止）

第41条（第1項 略）

2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。

保険給付：老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金

○国民年金法（昭和34年法律第141号）

（公課の禁止）

第25条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りでない。

給付：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、付加年金、寡婦年金、死亡一時金